

オープンハウスの開催結果について②

パブリックコメントの実施に合わせて、条例素案の内容を分かりやすく伝えるパネル展（オープンハウス）を市内2会場（計4日間）で実施。

8月実施時と同様に、会場では意見シートで自由に意見を書き込めるようにし、多くの方からご意見をいただいた。



1 オープンハウスの概要

(1) 名称

共生社会の実現に向けた意見募集ブース

(2) 開催日時・会場

	日 時	会 場
A会場	①11/22(金)9:30～17:00 ②11/23(土)9:30～17:00 ③11/24(日)9:30～16:00	アクセスサッポロ (白石区流通センター4丁目3番55号) ※にぎわい市場さっぽろ2024内
B会場	④11/26(火)10:00～17:00	札幌駅前通地下歩行空間(チカホ) 憩いの空間 北1条東

(3) 参加人数（意見シート等の枚数）

596(内訳:①113人、②170人、③156人、④157人)

(4) 参加者の内訳（年代別）

	10代 以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代 以上	未回答	合計
A会場	26人	37人	47人	69人	69人	63人	47人	81人	439人
B会場	3人	7人	15人	24人	21人	48人	33人	6人	157人

2 開催に当たっての工夫

8月実施時と同様に、条例素案を分かりやすく紹介するため、パネルについては可能な限り分かりやすい言葉への言い換えを意識したほか、イラストを多用し、子どもにも目を留めていただける内容とした。また、意見を気軽に記入していただけるよう、意見シートをパネル横に順次貼り付けていく手法を主とした。

※パネルの内容は下記4・別添のとおり



3 主な参加者の声（抜粋・要旨）

(1) 条例素案全般に関する意見

ア A会場

- ①素晴らしい考え方なので、是非共生できる社会を市民一人一人が考えていきたい。
- ②共生社会で生きる中で、自分と深く関係がないことにも目を向けていこうと思う。
- ③「共生」を強制せず、当事者が自発的に選べるようにしてほしい。
- ④誰もが共生は不可能（米国で混乱）。
- ⑤条例となると難しいイメージ。分かりやすくしてほしい。
- ⑥何について共生されていないと思うかを挙げていき、それらを「本当に解決が必要か否か」に分けて取り組めばいいと思う（個人的には共生をわざわざ条例化する必要はないと思う）。
- ⑦条例ができて皆にとってより良いまちになることを期待している。
- ⑧条例の理念が浸透し、誰もが住みやすいまちになると良いと思う。
- ⑨本条例は、北海道開拓の歴史と文化を軽視しており、札幌のアイデンティティを損なうおそれがある。屯田兵を始めとする開拓者たちの苦勞と努力によって築かれたこの都市において、その歴史と文化を継承することは札幌市民にとって重要な意味を持つ。この条例には絶対反対。
- ⑩憲法には基本的人権の尊重があり、札幌市には札幌市民憲章があるため、条例を重ねて制定する必要はないと思う。
- ⑪条例を制定する必要性を感じず、何より弱者と言われる人たちと市民との分断を招くおそれもあるため、この条例には全く共感できず反対する。
- ⑫障がい者、高齢者、子ども、国籍、ジェンダーはそれぞれ別の課題であり、一緒にくたにする条例は問題を相対化することになる。簡単に言うと何でもありになる。個別に事業化し、法律と照らし合わせて政策を考慮すべき。
- ⑬共生社会に共感するかどうかは個人の問題。自治体が決めることではない。

イ B会場

- ①今は昔と違い、共生社会は必要だと思う。
- ②基本理念が皆の心の中に留めていられるよう望む。
- ③時代的には共生社会の実現のために必要なことだと思う。自主的な態度を身につけたい。
- ④条例を作ることに賛成だが、声を出せない人たちが多いため、その人たちの掘り出しも必要。
- ⑤障がいや生きづらさなどのバリアは、当事者にならないと分かりづらい。市民でこれらを共有するためにも条例は大切だと思う。
- ⑥とても素晴らしい条例だと思う。「誰もがつながり合う」という言葉が逆に分かりにくいので、シンプルな条例名で良いと思う。
- ⑦札幌市に条例がないことに驚いた。この機会に実現してほしい。
- ⑧条例ができてみんなが共生社会を理解できるようになれば良い。

- ⑨誰もがつながり合うには無理がある。世界を見ても分かるように、移民は大きな問題。市民の口を封じるような条例には反対。
- ⑩今のところ条例にする必要はないと思う。線引きが不要な社会になることを期待。
- ⑪札幌市には素晴らしい市民憲章があり、重ねて制定する必要はない。日本人は昔から多様性の民族であり、新しい条例は必要ないと思う。
- ⑫理念自体は素晴らしいものだが、それぞれの施策は現在役所にある部署で全て対応可能であり、新たに条例を設ける意義を見いだせない。
- ⑬共生に反対。この条例より先に解決しなければならないことに税金を使ってほしい。自警団を作らなければならない未来しか見えない。

(2) 多様性を尊重したまちづくりに関する意見

ア A会場

- ①意見の尊重を大事に。人の違いを大切にする。
- ②学校でも多様性について学ぶ機会もあるため、今の時代に合っていると思う。
- ③多様性の尊重を大切にしたい。
- ④差別や偏見は本当に辛く悲しい。お互いの理解・思いやりが大切だと思う。
- ⑤自分と自分以外の人との違いを受け入れ、皆が生きやすく過ごしやすい世界になると良い。
- ⑥多様性を尊重することは重要。そのような札幌になってほしい。
- ⑦他者の自尊心を傷つけない優しい心と理解が大切だと思う。
- ⑧誰もが一人の人間であることを大切にし、思いやりのある社会になってほしい。
色々な人の理解は必要だが、一部の押し付けにならないよう慎重に決めてほしい。
- ⑨色々な人が交流できる場があると理解が深まり、少し分かり合えると思う。
- ⑩外国人やアイヌ民族への差別について、今は特にないと思う。
- ⑪子どもたちの性のモラルの崩壊を助長しかねない性的マイノリティへの理解を推進する要素のあるこの条例には絶対に反対。
- ⑫どこまでの個性と多様性を受け入れるのか。いかなる多様性も認めると社会は崩壊する。
- ⑬十分色々な違いを尊重している。言われなくても分かっている。押し付けないでほしい。
- ⑭危ない条例。価値観の違う方（外国人）と一般市民が迷惑。

イ B会場

- ①個人の個性が尊重される社会を目指せると良い。
- ②世代・性別・国籍・障がいの有無などの多様性への理解を深めるよう一層考えていきたい。
- ③当事者と市が話し合える場があれば相互理解ができると思う。自分の価値観だけで接すると相手が傷つく場合もある。
- ④価値観を押し付ける条例はいらない。出生率の向上など他にやるべきことがある。

⑤札幌市民に差別も偏見もない。既に札幌は多様性がある。

(3) 包摂的なまちづくりに関する意見

ア A会場

- ①大人も子どもも安心して暮らせるまちづくり。ハンデのある人にも優しく。
- ②市の取組を一人一人が理解し、助け合えるような社会になると良い。
- ③誰もが生活しやすい環境を社会全体で考えていきたい。
- ④障がいのある人や立場の弱い人等が共に助け合って生きていけるような社会が理想。
- ⑤若者が安心して、転職・結婚ができる社会に。未婚率が高く、少子化が心配。少しでも良くなるようにしてほしい。
- ⑥皆が安心・安全に暮らせる社会にしてほしい。特に、子育てに優しいまちであることを願う。
- ⑦高齢者や障がいのある方に自分ができる範囲で寄り添って手を差し伸べていきたいと思う。一人一人の意識で皆が楽しく生活できることを願う。
- ⑧社会全体で支え合う必要がある。
- ⑨誰もがつながり合えたら、孤立や孤独が減ると思う。
- ⑩自分の事と他人の事を考えて協力し合うことが大切。

イ B会場

- ①高齢になっても自分らしく過ごせることが出来ると良い。
- ②障がいのある方への支援を尊重できる社会の実現に向けて、支え合う協力体制を強化し、住みやすいまちづくりを進めてほしい。
- ③人には親切にやさしくと言うが、世の中で一番大事なのは思いやりだと思う。
- ④お互い支え合う社会が大事。

(4) 市（行政）・市民・事業者との協働に関する意見

ア A会場

- ①自分の事と他人の事を考えて協力し合うことが大切。
- ②皆が一致団結して、共生社会をつくる意思を持つことが大事。
- ③自分に何ができるかを考えることが大事。
- ④市は民間事業者ともっと連携を取ってほしい。
- ⑤市民・事業者・市が連携する良い方法は何だろうか。
- ⑥市と市民が協議できる場が設けられることで視野が広がると思う。
- ⑦理念が理想で終わらないよう、一人一人が意識を持ち、皆で協力しないと実現できないと思う。
- ⑧共生社会の理想が描けると協力しやすくなる。
- ⑨市民・事業者への努力義務はやめてほしい。全体主義ではないか。

イ B会場

- ①各々が取り組みそうなことに取り組んでいくことも、共生社会の実現に向けては大事。
- ②共生社会を市民・国民が正しく理解し、同じ方向を向いて取り組む必要がある。私も正しく理解を深めたい。
- ③事業者や市民に努力義務を課すことは、いずれ「強制」につながるおそれがありやめてほしい。

(5) 未来につながる取組の推進に関する意見

ア A会場

- ①障がいの有無を意識しない理解づくりが大切。子どもの頃から、まずは小さい時からの取組が重要。
- ②子どもたちが安全で健康に暮らせる誰もが参加できるまちづくりをしてほしい。
- ③世代を超えて交流できる社会へ。
- ④色々の世代が参加できる場を作してほしい。

イ B会場

- ①全ての子ども達が笑顔で幸せを感じることでできる条例や制度がもっと整ってほしい。

(6) 市の役割や基本的施策に関する意見

ア A会場

- ①2050年には一人暮らしの老人が約50%となるとのことであり、見守りができる体制が必要。
- ②インクルーシブな学校・職場に取り組むためのサポート体制を充実してほしい。
- ③介護と移動支援をもっと利用しやすい世の中にしてほしい。
- ④最近の子どもたちはとても素直で良い子達ばかり。外国人や障がいがある方との接し方も教えてほしい。
- ⑤条例についてのPRが必要。子どもたちへの働きかけが重要だと思う。
- ⑥外国籍の人々が増えることへの対策をしっかりと考えてほしい（移民等）。
- ⑦条例が沢山の人に共有できるようになれば良い。
- ⑧条例を作っただけで終わらせないで、市民に浸透させるようしっかり取り組んでほしい。作るだけでは意味がない。
- ⑨理念の意味を理解するのが難しい人もいると思う。子どもや外国人にも伝えやすい言葉がよい。
- ⑩社会からの孤立は様々な理由があると思う。孤立してしまう前にできることや利用できるサービスが充実すると良い。
- ⑪施策を推進していくために、全体が当事者意識を持てるようなPRが必要。
- ⑫地区の住民が交流できる場所やイベントを作してほしい。
- ⑬市民同士が気軽に意見交換できる環境を整えてほしい。

- ⑭札幌は雪が多いが、障がいのある方が冬でももっと外出できるようになれば良い。
- ⑮バリアフリーのまちづくりをもっと進めてほしい。
- ⑯視覚障がいのある方への点字案内やスピーカー案内を増やしてほしい。
- ⑰除雪の取組を重点的にお願いしたい。全ての人が住みやすいまちになるよう道をきれいにしてほしい。
- ⑱公園に安全で楽しい遊具を作ってほしい。
- ⑲アイヌ民族の文化を知ることができる施設を小金湯の他に市内中心部にも作ってほしい。
- ⑳外国人家庭の子どもが公共教育で言葉の壁で苦しまないように外国人教師を入れたり、インターナショナルスクールを作ったりすることに税金を投入すると、その分日本人の子ども達にしわ寄せがいく。その税金があるなら子ども達の学校給食をより質の高いものにしてほしい。これは大多数の日本人への逆差別。
- ㉑「支援を要する外国人市民の増加」とありますが、日本人（特に若者）の方が支援を要している。
- ㉒外国人の支援は、国際社会において各国政府が担うべき責任。日本の税金を投入することは日本の財政状況を悪化させ、国民の生活に負担をかける可能性がある。

イ B会場

- ①意識の向上が必要だと思う。
- ②外国人への優遇しすぎには反対。市民中心の政策をすべき。
- ③今いる市民の人権が侵害されないようにしてほしい。
- ④社会保障をしっかりしてほしい。
- ⑤共生社会の実現のための取組について事業者に対し無理のないサポートをお願いしたい。「マインド」から育てていければ良い。
- ⑥条例は大事な事なので、HPや広報誌だけでなく、ネットをしない多くの人にも届くように広い周知をお願いしたい。
- ⑦共生社会という単語をより多くの人に知ってもらえるよう広報活動を頑張ってほしい。あまり単語が浸透していない気がする。
- ⑧色弱など気付きにくい障がいについても学校現場での理解や教師への教育を求める。
- ⑨地下鉄の駅やエレベーターをもっと使いやすくしバリアフリーを進めてほしい。
- ⑩アイヌ関連の事は歴史学者も含めた正しいものを教えてほしい。
- ⑪埼玉県川口市のクルド人問題のような札幌市にしないほしい。

4 パネルの内容（計11パネル）

別添のとおり

共生社会の 実現に向けた 意見募集ブース

札幌市では、年齢、性別、国籍や民族の違い、障がいの有無などにかかわらず、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性※が強みとなる社会」（共生社会）の実現を目指して、条例づくりを進めています。

※包摂性…誰も排除せず、みんなと一緒に参加できるようにすること

このブースでは、条例をつくる理由や条例をつくる上で大事にしている考え方、現在の条例素案（令和6年10月公表）を簡単にパネルでご紹介します。

皆様からのご意見を「ふせん」に記入の上、各パネルに貼っていただきますようお願いいたします。頂いたご意見は、今後、条例の検討に活用させていただきます。

SAPPORO

意見を
各パネルに
貼ろう！

共生社会をみんなで実現するために

SAPPORO

考えてみよう！

まず、札幌市にはどんな課題があるのでしょうか？
これまでも共生社会の実現に向けていろいろな取組をしていますが、
例えば、次のような課題があり、それぞれが複雑に関わり合っています。

札幌市が抱える主な課題

高齢者人口の増加

高齢になっても自分らしく
過ごすことができると
いいよね！

2040年代には高齢者人口がピークとなり、
全体の約4割を占めることが予想されています



障がいのある方への理解

障がいのある方にも
暮らしやすいまちづくりが
必要だね！

障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまち
であると思う人の割合は約3割と低い状況です



地域意識の希薄化

世代を超えて色々な人たちと
交流できる社会へ！

地域でのまちづくり活動が重要と考える
市民の割合が低いなど、
地域意識が希薄化しています



子どもの権利への理解

子どもたちが安心して過ごせて、
豊かに育つことができるまちへ！

「自らの権利が大切にされている」と
考える子どもの割合は、
63.8%にとどまっています



支援を要する外国人市民の増加

外国人も過ごしやすい、
魅力あふれるまちに！

外国人市民は、ここ10年で約2倍に。
国の労働政策などにより、
市内で暮らす外国人市民は今後も増加していくと
予想されています。



男女の地位の平等感の偏り

男女がお互いを思いやることが
できる平等な社会に
なるといいよね！

職場や家庭生活などの
様々な場面における男女の
平等意識はまだ低い状況です



アイヌ民族への理解

アイヌ民族の方も暮らしやすく、
アイヌ文化が尊重される
社会がいいよね！

「アイヌ民族について知っている」と答えた
市民の割合は89%にとどまっています



なぜ条例がいるの？

札幌市では、まちづくりの基本指針「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）」において、共生社会の実現に取り組んでいくことを定めました。

共生社会は市（行政）だけでなく、
市民や事業者と一緒に目指していく必要があります。

共生社会と一緒に目指していくためには

取組を進めていくための基本的な考え方 （基本理念）の共有が必要



各関係者が、共生社会の実現に向けた基本理念等を共有した上で、連携し合いながら、
それぞれの立場の中で取組を進めていくことが重要です

条例では、共生社会の実現に関し、基本理念を定めるほか、市（行政）の責務・市民と事業者の役割を明らかにするとともに、市（行政）の基本的施策を定めたいと考えています。
札幌市では、市民・事業者・市（行政）が一体となって取組を進めていくことを目的として、現在、条例づくりを進めています。

いろいろな違いを尊重する

人はみんな、いろいろな違いがあります。こうした違いについてみんなが理解を深め、
誰もが自分らしく暮らし、活躍することができることが求められます。

ここからは、条例をつくる上で大事にしている考え方を
3つのパネルに分けてご紹介します。

現状①

日々の暮らしに生きづらさ（バリア）を感じている方が多くいます

人は皆、年齢・性別・性的指向やジェンダーアイデンティティ・障がいや病気の有無・
国籍・民族・言語・宗教・文化など、多様な違いがあります。
しかし、この違いに対する理解が十分ではなく、
時には差別や偏見を向けられる場合もあります。



現状②

誰もが自分らしく暮らし、活躍できるように

少子高齢化やグローバル化、価値観や生活様式の多様化などを踏まえ、
誰もが自分らしく暮らし、活躍することができることが求められます



誰もが当事者

全ての人には違いがある

外面的なものだけでなく、
価値観や考え方などの内面的なものも含めると、
誰もが何らかの違いがある「当事者」といえます



共生社会の実現に向けては、
いろいろな違い（多様性）の尊重が必要

条例は、「誰もが当事者である」ことを前提として、みんなが対話を重ね、それぞれの違い等について理解を深め、支え合うことができるような内容としたいと考えています。

社会全体で支え合う

誰もが社会から孤立することなく安心して生活できるように、
「障がいの社会モデル」の考え方を踏まえて、
みんなの生きづらさ(バリア)を社会全体で解決していきます。

障がいの社会モデルとは？

障がいの社会モデルの図

社会モデルの考え方

足が動かない人が登れない
階段の存在がバリアであるため、
これを取り除く

医学モデルの考え方

足が動かないことがバリアであるため、
リハビリをして動くようにする



「障がいの社会モデル」とは、「障がい＝バリア」は、個人の心身機能の障がいと社会的障壁(物理的、制度的、文化・情報面及び意識上)の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方です。

これは、障がい分野だけでなく、いろいろな違いによって発生する様々な社会的障壁にも当てはまるものです。

共生社会の実現に向けては、
生きづらさを社会全体で
解決していくことが必要

こうした様々な社会的障壁を取り除き、誰もが社会から孤立することなく安心して生活できるよう、「障がいの社会モデル」の考えを他分野にも波及させていき、取組を行うことによって、当事者の生きづらさを社会全体で解決していくまちづくりを行いたいと考えています。

みんなで一緒に、次の世代へ

市民・事業者・市(行政)が一緒に取り組み、
共生社会が実現したまちを次世代につなげていきます。

市民・事業者・市(行政)の連携・協働

社会のあらゆる場面において、 連携・協働して取組を進めます

市民・事業者・市(行政)のそれぞれが
自らの責務や役割を相互に認識し、
社会のあらゆる場面において、
連携・協働の上で取組を進めていくことが求められます



未来につながる取組

共生社会が実現したまちを 次世代につなげる

共生社会の実現に向けては、
世代を跨ぐ長期的・継続的な取組が求められます。
条例づくりの過程だけでなく、それ以降も、
多世代による取組を進め、特に次世代を担う子どもも
参画しやすい取組を継続的かつ発展的に実施する必要があります。



共生社会の実現に向けては、
市民・事業者・市(行政)の連携・協働と、
取組の継続的かつ発展的な実施が必要

これまでご紹介した考え方を踏まえ、
「誰もがつながり合う共生のまち」をつくり、これを次世代に引き継いでいきたいと考えています。

どんな条例をつくるの？

みんなが共生社会を目指していくための、よりどころとなる条例に。
ここからは、現在の条例素案(令和6年10月公表)を
5つのパネルに分けてご紹介します。

定義

条例で用いる用語の意義を次のとおり定めることとします。

共生社会	差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会
誰もがつながり合う共生のまち	共生社会の実現によりつくり出されるまち
市民	市内に住所を有する個人及び市内に通勤し、又は通学する個人その他の市内に滞在する個人
事業者	市内において事業活動を行う者及びその他の活動を行う団体

他の条例等との関係性

市(行政)は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならないこととします

■他の条例等との関係のイメージ図 理念条例

(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例

個別施策

整合(継続性の担保・取組の加速化)

関係計画

例) さっぽろ障がい者プラン、男女共同参画さっぽろプラン、高齢者支援計画、多分化共生・国際交流基本方針、アイヌ施策推進計画 など

関係条例等

例) 福祉のまちづくり条例、男女共同参画推進条例、子どもの最善の利益を実現するための権利条例、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例 など



基本理念ってどんなもの？

条例をつくる上で大事にしている考え方を踏まえながら、
共生社会の実現に向けた取組を行うに当たっての基本理念として、
次の3つを定めたいと考えています。

基本理念①

誰もが、基本的人権を享有する
個人としてその個性や
能力を認められること



基本理念②

誰もが、互いにその違い等を理解し、
支え合い、及び助け合うことで、
社会から孤立することなく
安心して生活できること



基本理念③

市(行政)、市民及び事業者が、
それぞれの責務や役割を
相互に認識し、
連携・協働して取り組むこと



それぞれの役割は？

条例では、市（行政）の責務、市民・事業者の役割を定めたいと考えています。

市（行政）の責務

施策を総合的かつ計画的に進めること

市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しなければならないこととします



市民・事業者の役割

①市民は、社会のあらゆる場面で共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めること

②事業者は、活動に当たり共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めること

③市民・事業者は、市（行政）の施策に協力するよう努めること

市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場面において、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとします。

事業者は、その活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとします。また、市民及び事業者は、市が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとします。



市（行政）は何をするの？

共生社会の実現に向けて市（行政）が取り組む基本的施策として、次の6つを定めたいと考えています。

基本的施策

①誰もが安全で安心な生活ができる 多様性に配慮した 施設等の整備

②市民又は事業者が行う 多様性に配慮した 施設等の整備への支援

③日常生活又は社会生活上配慮を要する者の状況に応じた必要な支援

④個別の事業及び各種制度に係る 分かりやすい情報提供

⑤誰もが互いにその違い等を理解し、支え合い、 及び助け合う意識の醸成 その他共生社会の実現に向けた取組を 推進するための啓発、広報活動等

⑥その他共生社会の実現に向けて必要な施策



具体的に進めていきます

札幌市では、共生社会の実現に向けて、施策の推進体制を整備するほか、
財政上の措置を講じて取り組んでいきたいと考えています。

推進体制の整備

施策の推進体制を整備します。

市は、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に企画し、
調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとします



財政上の措置

財政上の措置を講ずるよう努めます。

市は、共生社会の実現に向けた施策を実施するため、
必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします



(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会

新たに(仮称)札幌市誰もがつながり合う 共生のまちづくり委員会を設置します

共生社会の実現に向けた施策や施策の実施状況などについて
調査審議等を行うため、学識経験者や市民等で構成される
(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会を
置くものとします



委任・附則

条例は、令和7年4月1日の施行を目指しています

条例案は令和7年第1回定例会市議会への提案を予定しており、
同議会において可決された場合には、令和7年4月1日から施行する予定です。
また、細目事項に関し、市長への委任規定を設けるものとします。

